

一般社団法人日本老年薬学会 利益相反指針

(目的)

第1条 一般社団法人日本老年薬学会（以下、「本法人」と略す）が主催する学術集会や機関誌などで発表される研究成果には、老年薬学の進歩を図り、もって我が国における高齢者医療の発展に寄与し、社会に貢献する研究が数多く含まれており、その推進には産学連携活動が基盤となっている。これらの研究活動において、社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに鑑み、本法人共通の利益相反指針（以下、「本指針」と略す）を策定する。本指針の目的は、本法人が会員の利益相反状態を適切に管理することにより、研究成果の発表やそれらの普及・啓発などの活動を中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、高齢者の薬物治療に関する実践と研究の振興および知識の普及を行うことにより、社会に対する説明責任を果たすことにある。したがって、本指針では、会員などに対して利益相反についての基本的な考えを示し、本法人の会員などが各種事業に参加し発表する場合、自らの利益相反状態を自己申告によって適切に開示し、本指針を遵守することを求める。

(対象者)

第2条 利益相反状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、本指針が適用される。

- 一 本法人の会員
- 二 本法人の役員（代表理事、理事、監事）、学術大会の担当責任者（会長など）、各種委員会の委員長、特定の委員会（学術集会運営委員会、編集委員会、利益相反委員会など）の委員
- 三 本法人の事務局長および事務職員
- 四 本法人が発行する機関誌の投稿者（すべての共著者）
- 五 本法人が主催する学術集会などで発表する者（筆頭者のみ）
- 六 本人ならびに配偶者、一親等の親族、収入・財産を共有する者

(対象となる活動)

第3条 本法人が行うすべての事業活動に対して本指針を適用する。

- 一 学術集会、講演会、セミナー、研修会等の開催
- 二 老年薬学に関する機関誌、その他刊行物の発行事業
- 三 老年薬学に関する学際的研究、教育、普及啓発事業
- 四 老年薬学に関する認定薬剤師、指導薬剤師、専門薬剤師、教育施設の認定

- 五 老年薬学に関する調査・研究の実施、研究の奨励、研究業績の表彰
- 六 内外の関連学術団体との連絡及び協力
- 七 その他、目的を達成するために必要な事業

特に、下記の活動を行う場合には、特段の指針遵守が求められる。

- ① 本法人が主催する学術集会などでの発表
- ② 機関誌などの刊行物での発表
- ③ ガイドライン、マニュアルなどの策定
- ④ 臨時に設置される調査委員会、諮問委員会などでの作業

(申告すべき事項)

第4条 対象者は、個人における以下の事項について、細則で定める基準を超える場合には、その正確な状況を理事会に申告するものとする。なお、申告された内容の具体的な開示、公開の方法については別に細則で定める。

- 一 企業・法人組織、営利を目的とした団体（以下、「企業・組織や団体」と略す）の役員、顧問職、社員などへの就任
- 二 企業の株式の保有
- 三 企業・組織や団体からの特許権などの使用料
- 四 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- 五 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- 六 企業・組織や団体が提供する研究費
- 七 企業・組織や団体が提供する奨学寄付金
- 八 企業・組織や団体が提供する寄付講座
- 九 その他、研究とは無関係な旅費（学会参加など）や贈答品などの受領

(利益相反状態との関係で回避すべき事項)

第5条 臨床研究の結果の公表や診療ガイドラインの策定などは、純粋に科学的な根拠と判断、あるいは公共の利益に基づいて行われるべきである。本法人の会員などは、臨床研究の結果とその解釈といった公表内容や、臨床研究での科学的な根拠に基づく診療（診断、治療）ガイドライン・マニュアルなどの作成について、その臨床研究の資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約を資金提供者などと締結してはならない。

(会員の責務)

第6条 本法人の会員は、臨床研究成果を学術集会などで発表する場合、当該

研究実施に関わる利益相反状態を発表時に、本指針の細則にしたがい、所定の書式で適切に開示するものとする。研究などの発表との関係で、本指針に反するとの指摘がなされた場合には、理事会は利益相反委員会に審議を求め、その答申に基づき、適切な措置方法を講ずる。

（役員などの責務）

第7条 本法人の役員（代表理事、理事、監事）、学術大会の担当責任者（会長など）、各種委員会の委員長、特定の委員会（学術集会運営委員会、編集委員会、利益相反委員会など）の委員は、本法人に関わるすべての事業活動に対して重要な役割と責務を担っており、当該事業に関わる利益相反状況については、就任した時点で所定の書式にしたがい自己申告を行なうものとする。また、就任後、新たに利益相反状態が発生した場合には規定にしたがい、修正申告を行うものとする。

（理事会の役割）

第8条 理事会は、役員などが本法人の事業を遂行するうえで、重大な利益相反状態が生じた場合、あるいは利益相反の自己申告が不適切であると認めた場合、利益相反委員会に諮問し、答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

（利益相反委員会の役割）

第9条 利益相反委員会は、本法人が行うすべての事業において、重大な利益相反状態が会員に生じた場合、あるいは、利益相反の自己申告が不適切で疑義があると指摘された場合、当該会員の利益相反状態を管理するために聴き取りなどの調査を行い、その結果を代表理事に答申する。

（学術集会の担当責任者の役割）

第10条 学術集会の担当責任者（会長など）は、学術集会で臨床研究の成果が発表される場合には、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する演題については発表を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの措置の際に上記担当責任者は利益相反委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

（編集委員会の役割）

第11条 編集委員会は、機関誌などの刊行物で研究成果の原著論文、総説、

ガイドライン、編集記事、意見などが発表される場合、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する場合には掲載を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合、速やかに当該論文投稿者に理由を付してその旨を通知する。本指針に違反していたことが当該論文掲載後に判明した場合は、当該刊行物などに編集委員長名でその旨を公知することができる。なお、これらの措置の際に編集委員長は利益相反委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

(指針違反者に対する措置)

第12条 本法人理事会は、本指針に違反する行為に関して審議する権限を有しており、利益相反委員会に諮問し、答申を得たうえで、理事会で審議した結果、重大な指針違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置のすべてまたは一部を講ずることができる。

- 一 本法人が主催するすべての講演会での発表の禁止
- 二 本法人が発行する刊行物への論文掲載の禁止あるいは論文の撤回
- 三 本法人が主催する学術集会の会長就任禁止
- 四 本法人の理事会、委員会への参加禁止
- 五 本法人の評議員の解任、あるいは評議員になることの禁止
- 六 本法人会員の資格停止、除名、あるいは入会の禁止

指針違反者に対する措置が確定した場合、当該会員が所属する他の関連学会の長へ情報提供を行うものとする。

(不服の申し立て)

第13条 被措置者は、本法人に対し不服申立をすることができる。本法人の代表理事は、これを受理した場合、速やかに不服申立審査委員会（暫定諮問委員会）を設置して、審査を委ね、その答申を理事会で協議したうえで、その結果を不服申立者に通知する。

(社会への説明責任)

第14条 本法人は、自らが関与する場所で発表された臨床研究の成果について、重大な本指針の違反があると判断した場合は、直ちに理事会の協議を経て社会に対する説明責任を果たさねばならない。

(細則の制定)

第15条 本法人は、本指針を運用するために必要な細則を制定することができる。

(指針の改正)

第16条 本指針は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療および研究をめぐる諸条件に適合させるためには、定期的に見直しを行い、改正することができる。

補則

本指針の権利義務に関わらない字句の修正については、理事会で変更できるものとする。

附則

本指針は2017年4月1日から施行する。